

先端研究設備整備費補助事業（研究設備の遠隔利用・自動化のための基盤整備）公募 Q&A

※前回掲載からの更新箇所は赤字で記載しています。令和2年6月17日時点

No.	質問	回答
【事業の内容について】		
1	<p>公募要領 P1 において、対象事業は、「現在保有している共用研究設備・機器に対して、・・・追加等」と記載されている。</p> <p>遠隔利用や自動化の機能が付随している機器を購入することは補助対象外という理解でよいか。</p> <p>「追加等」の方法としては、必ずしも現保有設備と「一体化」しなくてもよいという理解でよいか。</p> <p>例えば、現保有共用研究設備に係る一連の工程（例：試料作製～分析）の一部を自動化することができる設備であれば補助対象になるということでしょうか。</p>	<p>現保有共用研究設備に係る一連の工程（例：試料作製～分析）の一部を遠隔化や自動化することができる設備であれば、補助対象になります。</p> <p>「追加等」の方法としては、必ずしも現保有設備と「一体化」しなくても、問題ありません。</p> <p>ただし、遠隔利用や自動化の機能がある共用研究設備・機器そのものの購入は補助対象外です。</p>
2	<p>既存の共用研究設備の遠隔化・自動化により、大学院生の修業年限内での学位取得を支援しようとするにあたり、本体に付けるだけでなく、入れ替えることによって、それが達成される場合は補助対象か。</p> <p>例えば、多孔性材料分野でニーズの高い吸着装置がある。既に私達の組織で所有しているが、自動化・遠隔化を行うには既存の設備への付加等では対応できない。ただし、新型の設備だと自動化・遠隔化に対応しており、そちらの機器を導入することによってこの事業の目標が達成できるものと考えている。なお、金額的には、それらの機器は 600～1,500 万円程度であり、今年度中の学位取得を目指す学生支援に間に合うように早期に導入が可能と考えている。</p> <p>他にも特にバイオ系分野の設備では、技術の進歩が目覚ましく、たとえ数年前に購入した設備であっても、そこに遠隔化・自動化を達成する機器を付加もしくは追加するような手段を探すのは難しく、むしろ新しい技術によってそれらを達成できる設備が多いのが現状かと思う（例えば、今話題の PCR にしても、RT-PCR を行う設備の自動化を図ろうとすれば、第 3 世代の設備へと入れ替えることにより達成可能となり、それにより研究のスピードが増す）。</p>	<p>遠隔化や自動化に当たり、既存の共用研究設備・機器のバージョンではそれができないが、バージョンアップすることにより、遠隔化や自動化が可能になるというケースの場合、その設備・機器の構成の一部をリプレースすることは可能です。設備・機器全体をリプレースしなければ、問題ありません。</p> <p>また、既存の共用研究設備・機器に係る一連の工程（例：試料作製～分析）の一部が、遠隔化や自動化されるものであれば、補助対象になります。</p>

3	<p>リアルタイム PCR を行うための機器について、PCR のテンプレートに使用される DNA を、多数のサンプルを自動で抽出精製できる機器とリアルタイム PCR のサンプルを準備するために試薬などを自動で分注する機器の導入は許可されるか。</p> <p>また、細胞を自動でイメージングできる機器について、その解析に使用する細胞の培養を遠隔で管理するために、蛍光イメージも観察できるリアルタイム観察システムの購入は許可されるか。</p>	<p>いずれの設備・機器についても、詳細な提案内容が不明なため一概に判断できませんが、既存の共用研究設備に係る一連の工程（例：試料作製～分析）の一部を遠隔化や自動化することができる設備であると考えられるため、補助対象になります。</p>
4	<p>Q&A No.1 の回答に記載がある「遠隔利用や自動化の機能がある共用研究設備・機器そのものの購入は補助対象外です。」とあるが、どのような設備・機器を想定されているか。</p>	<p>例えば、遠隔化や自動化が元々導入されている NMR や電子顕微鏡などの設備・機器自体は補助対象外です。</p>
5	<p>遠隔利用や自動化の機能がある設備・機器そのものは対象外となっているが、例えば既存の本体設備 (NMR) の附属設備として一体的に使用している制御装置 (コンソール) について、本体設備 (NMR) はそのまま、遠隔操作機能が標準装備された制御装置を購入し、更新することは差し支えないか。</p>	<p>可能です。</p>
6	<p>手動で対応している設備・機器を、自動で対応できるようにするための補助金という理解で良いか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
7	<p>動物実験施設の容器の洗浄を手作業で行っていたものにオートワッシャーを導入し、洗浄設備の自動化を図ることを検討している。具体的には、既存の設備は水道シンクでそこにオートワッシャーを新たに購入し導入するものになる。そのような場合でも本 Q&A 集に記載されている「手動で対応している設備・機器を自動で対応できるようにする」ことに該当するか</p>	<p>具体的な設備・機器を明確に理解できませんが、公募要領 P2(3)補助要件及び P3(6)補助対象経費を全て満たすものであれば、補助対象になります。</p>
8	<p>前処理のみの装置は補助対象か。</p>	<p>現保有共用研究設備に係る一連の工程（例：試料作製～分析）の一部が、遠隔化や自動化されるものであれば、補助対象になります。</p>
9	<p>オペレーターを置いて、遠隔化する共用研究設備・機器も補助対象か。</p>	<p>補助対象になります。</p>
10	<p>遠隔化・自動化を付加する既存の研究設備・機器について、その購入財源 (各種補助金や外部資金など) に縛りはあるか。</p>	<p>既存の研究設備・機器の購入財源について、本事業では特段の縛りはありませんが、所有権の問題が生じないよう既存設備の購入財源の規程等をご確認の上、申請してください。</p>

11	<p>募集要領 P4(2)審査の観点に 「遠隔利用・自動化が可能となる設備であること」 「遠隔利用や自動化を図る共同利用設備等を」 「遠隔利用や自動化を図る研究設備のバランス」 と表記されている。3 つ全ての表現において、「ある装置は遠隔利用のみ、別のある装置は自動化のみ、というように必ずしも遠隔利用と自動化を両立する必要はない」という理解でよいか。</p>	<p>本事業で導入する設備・機器については、必ずしも遠隔利用と自動化を両立する必要はございません。</p>
12	<p>公募要領 P2 補助要件として、「産学官への高い共用実績」とは、具体的にはどのレベルを「高い」というのか。</p>	<p>各機関において公募要領に従い、共用実績について記入ください。審査委員会において、提案課題の比較等の上、総合的に判断いたします。</p>
13	<p>公募要領 P2 補助要件として、「運営・維持管理に必要な資金が確保できる見込みがあること」としているが、見込みはどの程度示す必要があるか、また利用料金は必ず取らなければならないのか。</p>	<p>各機関において公募要領に従い、ご判断ください。なお、3 年及び 5 年後を目途にフォローアップを実施する予定であり、自律的・安定的な運営ができる提案が推奨されます。一般論から申し上げますと、利用料金を取るか、外部資金などを活用して、機関において運営維持に係る経費を計上いただくこととなるかと思えます。</p>
14	<p>公募要領 P2 留意事項として、「提案する設備・機器の整備について、令和 2 年度当初予算など他の予算制度を通じて申請等を行っていないこと。」と記載されている。他の予算制度を通じた申請とは、本事業と同じ目的、内容にて申請、採択されていないことが条件であるとの理解でよいか。 本事業の目的である「遠隔利用や実験の自動化を推進するための設備・機器の追加等（既存の研究設備の高度化等）」のための予算を他から受けていなければ、本事業への申請は可能と考えているが、その理解に誤りがないか。</p>	<p>本事業と同じ目的、内容にて申請、採択されていないことが条件です。</p>
15	<p>公募要領 P2 の(留意事項)について、「提案する設備・機器の整備について、令和 2 年度当初予算など他の予算制度を通じて申請等を行っていないこと。ただし、特段の事情により、現時点で複数の制度への申請を検討中の場合には、必ずその旨を様式 2 の備考欄に記入すること。」とあるが、特段の事情とはどのようなことを想定するか。「コアファシリティ構築支援プログラム」などへの申請は特段の事情に該当するか。</p>	<p>現時点で複数の制度への申請を検討中の場合には、必ずその旨を(様式 2)の備考欄に記入いただければ結構です。</p>
16	<p>先端研究基盤共用促進事業(研究機器相互利用ネ</p>	<p>SHARE 事業において、整備を予定している設備・機器</p>

	<p>ットワーク導入実証プログラム(SHARE))に採択されているが、以下のケースが重複制限に該当するか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SHARE 事業において、現地利用で登録した機器に半遠隔機能を取り付け、遠隔機器を増やすこと。 ・計画では半遠だった機器に、オートサンプラーをつけて完全遠隔できるようにすること。 	<p>と重複しなければ、問題ございません。</p> <p>SHARE 事業にて、締結している委託契約書の内容をよくご確認ください、SHARE 事業にて実施する内容に変更がないようにご検討ください。</p> <p>なお、現時点で他の「研究設備の遠隔化・自動化」に係る事業に採択されている場合には、必ずその旨を(様式2)⑥備考欄にご記入ください。</p>
17	<p>公募要領 P5 事業規模として、「1 件当たり 1 億円程度」とされているが、1 億円未満の提案でもよいか。</p>	<p>問題ありません。</p>
18	<p>1 件当たり 1 億円程度とあるが、この程度とはどれくらいの幅を想定しているか。</p>	<p>基本的には 1 億円以下を想定しています。積算上の関係で、1 億 50 万円などになる場合は許容したいが、1.2 億円などは想定していません。</p>
19	<p>公募説明会資料 P11 の様式 2 と P5 の事業規模について、申請額(措置額)は 1 機関 1 件 1 億円程度で多少のオーバーは認めるものの、1 億数千万の要求は不可とのことだが、オーバーする数千万を大学負担で整備するという計画にした場合、1 億円が措置対象となるか。</p>	<p>経費を明確に区分できるものであれば、他の経費との合算使用は可能としています(「公募要領 P7 の(留意事項) ii)重複申請の制限等」及び「Q&A 集」)ので、それを明記いただければ、補助対象になります。</p>
20	<p>公募説明会資料 P2 に設備整備費補助金の補助率が「定額」とあるが、これは採択された設備の導入費について満額補助されるという理解で良いか。</p>	<p>定額 (1 億円程度) の補助になります。</p>
21	<p>交付額については採択されるとすれば原則、100%補助になるか。</p> <p>もし審査で 70%補助等に減額された場合、交付辞退することは可能か。</p>	<p>交付額は、原則 100%補助になります。なお、採択決定後の交付辞退も、採択機関の責任により可能です。</p>
22	<p>Q&A 集 No.21 について、「採択機関の責任」とは、何を指すのか。次回以降の様々な補助金への公募について、何らかの不利益が発生するということか。</p>	<p>採択機関の御判断を指しています。採択決定後の交付辞退により、次回以降の様々な補助金等への公募について、不利益が発生するなどの影響はございません。</p>
23	<p>新型コロナウイルスに係る研究は、with コロナ・after コロナという観点では本補助対象ではないか。</p>	<p>遠隔化や自動化の効果を示されれば、補助対象もあり得ると考えています。</p>
【経費の使途について】		
24	<p>設備整備費に含まれる経費の範囲はどこまでか。</p>	<p>補助事業者が資産として取り扱うものを取得、製造又は効用を増加させるための経費のみ認められます。なお、研究者からニーズの高い、各大学等が現在保有している共用研究設備・機器に対して、その遠隔利用や自動化を推進するための設備・機器の追加等(既存の研究設備の高度化等)に係る設備整備費であることが前提に</p>

		なります。(公募要領 P3 のとおり)
25	用途について、設備・機器の移設や周辺設備の整備は認められるのか。	補助対象外になります。
26	本事業における設備整備に伴い、設置予定の部屋の電源工事が発生する。この設備整備に伴い発生する電源工事に係る費用は補助対象となるか。	当該費用は、補助対象として認められません。公募要領 P3(6)補助対象経費を満たすものが、補助対象になります。
27	設備・機器の据え付け調整費は補助対象になるか。	設備整備費の範囲で対応することが可能であれば、補助対象になります。
28	本事業にて、整備を予定する設備・機器に関して、ソフトウェアなども含めて問題ないか。	設備整備費に含まれる範囲であれば、問題ありません。
29	システム構築する場合のプログラム作成費や人件費などの役務費は、設備整備費として計上して良いか。	遠隔化するための通信環境整備が必要ということであれば、設備整備費の範囲で対応することが可能か、機関内の財務部局へご確認ください。
30	非常に利用頻度が高い共用設備・機器において、遠隔化したいが、現在のバージョンではそれができない場合、バージョンアップに当たり、システムの一部をリプレースすることは良いか。	設備・機器全体をリプレースしなければ、問題ありません。
31	遠隔化や自動化のための VPN 回線の支出は可能か。	設備整備費に該当するものであれば問題ございません。
32	遠隔化や自動化するための環境整備に係る経費に充当することは可能か。	遠隔化や自動化を主眼に置いておりますので、それに付随するものであれば良いです。
33	細胞培養の一部の工程を自動化する共用研究設備購入を検討している。細胞培養は、凍結細胞の解凍、培養液交換、継代、保存の工程を含み、その中の培養液交換と継代を自動化することを想定している。培養液交換や継代の工程に含まれるインキュベーターへの細胞の出し入れなどは、限られた人員が作業することとし、自動化の範疇には含まない予定である。既存設備であるクリーンベンチを用い、それに自動化設備を追加することを想定している。 上記のような設備の購入が、本事業の補助の対象になるか。	公募要領 P2 (3)補助要件 及び P3 (6)補助対象経費を全て満たすものであれば、細胞培養の工程中の培養液交換と継代を自動化することを想定した、自動化設備の追加も問題ありません。
34	農場全体を研究設備と考えて良いか。ここで言う農場全体は土地 + 付随するもの「建物(ハウス、温室、畜舎など)・装置(暗渠、ポンプ、スプリンクラー、人工照明、換気装置等)、機器(農業機械、各種測定機器等)」である。	公募要領 P1 の「1.事業の趣旨・目的」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、「3つの密(密閉、密集、密接)」を防ぎつつ、早期に研究活動を再開・継続できる環境を整備する必要があります。そのため、事業の趣旨・目的、公募要領 P2 の「(3)

	又は、農場に付随するもののみを研究設備と考えるべきか。「建物(ハウス、温室、畜舎など)・装置(暗渠、ポンプ、スプリンクラー、人工照明、換気装置等)、機器(農業機械、各種測定機器等)」など。	補助要件」及び P3 の「(6)補助対象経費」を全て満たす共用研究設備・機器に対して、その遠隔利用や自動化を推進するための設備・機器の追加等(既存の研究設備の高度化等)を補助対象とします。既存の共用研究設備・機器の範囲内でのご提案をお願いいたします。
35	他の補助金、運営費交付金、民間からの寄付金等との合算使用は認められるか。	補助目的に合致する限りにおいて合算使用することは可能です。ただし、本事業の対象経費とその他の経費を明確に区分できるようにしてください(公募要領 P7 のとおり)。また、他の補助金との合算の場合は重複受給とならないことや、当該合算使用する補助金の目的外使用に御注意ください。
36	本事業の申請時の設備について、仮に次のように計上して、 設備 A 3 千万円 設備 B 3 千万円 設備 C 2 千万円 設備 D 1 千万円 審査の結果、設備 A～C 分の 8 千万円が認められたとする。このときに、設備 A について、採択後に見積金額の修正(あるいは入札)により、2.9 千万円で済んだ場合、差額の 0.1 千万円は返納となるのか。あるいは、設備 B で当初の見積金額よりも費用が少し超過することが分かった場合、そちらに 0.1 千万円を使用して、トータルの金額を合わせる、ということは可能か。つまり、申請リストにある設備間での予算流用は可能か。	申請リストにある設備間での予算流用は可能です。 なお、申請において、「遠隔利用や自動化を推進するために本事業で導入する設備・機器」とされた設備・機器に関して、事業の執行段階で変更いただくことはできません。
37	補助対象経費について、申請機関以外の機関の保有している共用研究設備・機器に対して、その遠隔利用や自動化を推進するための設備・機器の追加等は認められるか。	公募要領 P1 の(1)対象事業は、「各大学等が現在保有している共用研究設備に対して」としており、他機関が保有している共用研究設備・機器の申請は認められません。
38	他機関に申請機関の機器をコントロールする端末及び解析用データベースを設置するための予算は申請可能か。	他機関への設備・機器の整備については、補助事業者には取得財産の善管注意義務がありますので、その点をご注意ください。 また、本 Q&A 集に記載のとおり、設備・機器の移設や周辺設備の整備は、本事業の補助対象外になります。ただし、本 Q&A 集に記載のとおり、設備・機器の据付調整費や、設備整備費の範囲であればソフトウェアなどは、本事業の補助対象になります。

【申請書類について】		
39	申請様式以外に、参考資料を添付してもよいか。	参考資料の添付は不可といたします。様式 1、様式 2（別添 1、2 を含む。）のみの提出です。
40	提案書類について、枚数制限はあるのか。	各様式の枚数制限については、公募要領 P5-6 のとおりです。
41	提案書類の通し番号(ページ)表示は PDF データのみで良いか。ワード、エクセル等の元データにも表示しておく必要はあるか。	公募要領 P5「6.提案書類の作成・提出方法 iv)」に記載のとおり、提案書類には通し番号(表紙から 1/〇とし、以降 2/〇、3/〇とする通しページ、〇には総ページ数を記入)を中央下に必ず打ってください。
42	公募要領 P5「提案書類には通し番号(表紙から 1/〇とし、以降 2/〇、3/〇とする通しページ、〇には総ページ数を記入)を中央下に必ず打ってください。ただし、添付資料は除きます。」と記載がある。この添付資料は提案書類の補足資料(様式 2 別添 2)を指すのか。様式 2 別添 2 も併せて通し番号を打つ必要があるのか。	(様式 2 別添 2)も含めて、全ての提案書類を併せて通し番号を打ってください。
43	申請書類はカラー、モノクロどちらでも問題ないか。	どちらでも問題ありません。
44	審査委員は申請資料をカラーかモノクロどちらで審査されるのか。	提出いただいた PDF ファイルを審査委員に渡しますので、提出いただいたものがカラーであればカラーで、モノクロであればモノクロで審査いただけます。
45	提案書類一式は、元の形式（Word、Excel、PPT 等）で提出すべきか。	提案書類それぞれは、元の形式（Word、Excel、PPT 等）のまま提出ください。 なお、様式全てを統合した PDF ファイルも提出ください。
46	公募要領 P5「5. 提案書類の作成・提出方法」の(1)の iv)において、「ただし、添付資料は除きます」とあるが、添付資料とは何を指すのか。	添付資料とは、参考資料を指しますが、今回提出いただく資料は全て提案書類（様式 1、様式 2（別添 1、2 を含む。））としており、添付資料（参考資料）の提出は不可となります。
47	公募要領 P9「ii)重複申請の制限等 1 機関 1 件までの申請とします。」と記載があるが、申請単位は、大学単位か、もしくは、研究組織単位か。	公募要領 P1～2 に記載のとおり、大学及び高等専門学校、大学共同利用機関法人単位です。
48	(様式 1)において、「(公印省略)」と記載されているが、これは公印を省略した提出が、可ということか。	機関の規程により公印無しでも公文書扱いであることが明確である場合において、公印を省略した提出は、可となっています。
49	(様式 1)について、押印をする場合、提出は PDF 化したものをメールで他の書類とあわせて提出すれば良いか。あるいは、押印した原本を別で郵送する必要があるか。	公募要領 P6「(3)提出方法」に記載のとおり、電子メールでお送りください。原本のご提出は不要です。

50	1 機関(法人)1 件とあるが、1 件はどのような範囲が含まれるのか。機関(法人)全体として、各部局が必要な設備・機器を列挙して、(様式 2)「先端研究設備整備計画」を記載する仕方で良いか。	各部局にて列挙された設備・機器を統括部局が整理して、機関全体として記載をいただいても問題ありません。また、その場合、各部局における共用の取組などを記載いただいても構いませんが、大学全体としての考え方も記載してください。
51	(様式 2) 先端研究設備整備計画における「実施責任者」の記載について、当該事業を進める研究担当の理事・副学長を記載することを考えている。事業実施は、法人全体に係る事業として推進するため、様式として法人の責任者でもある学長を記載するかも考えているため、想定されている内容についてご教示いただきたい。	機関(法人)全体に係る事業ですので、実施責任者は事業全体のマネジメントを想定しています。その趣旨を踏まえて、各機関(法人)それぞれの事情に応じて定めてください。
52	(様式 2)について、機関の連絡先について、メールアドレスを 2 つ併記して良いか。	併記いただいて問題ありません。
53	(様式 2)先端研究設備整備計画について、図や表の挿入は可能か。	(様式 2)のフォント及びフォントサイズを変更せず 3 ページ以内で作成いただければ、図や表を挿入いただいて結構です。
54	公募説明会資料 P11 の様式 2 と P7 の留意事項(地域バランス、利用者層等)について、例えば、優先順位 1 位で自然系の設備が 6 千万円、2 位で生命系の設備が 4 千万円の合計 1 億円という場合、地域バランスや利用者層(分野や同種設備の偏り)等を考慮し、いずれか 1 つだけの採択となるのか。	ご理解のとおり、審査を踏まえて、必要に応じ計画の見直し等を求めることがあります。
55	(様式 2)「先端研究設備整備計画」の設備・機器(一覧)について、優先順位があるが、その優先順位に従って事業を実施する必要があるか。また、複数の研究設備・機器にわたって共用できる遠隔システムやソフトウェアがあり、そういうものを導入する場合の記述はどのようにすれば良いか。	機関として必要な設備・機器を記載いただきますが、場合によって一部の設備・機器は計画変更や内容を絞ることもあり得ます。また、複数の研究設備・機器にわたって共用できる遠隔システムやソフトウェアについては、用途欄にその旨を記載ください。
56	(様式 2)「遠隔利用や自動化を推進するために本事業で導入する設備・機器(一覧)」に記載する設備・機器の総額が 1 億円程度という理解で良いか。	そのとおりです。
57	(様式 2 別添 1)について、例えば、似たような電子顕微鏡の場合、機器 1 件につき 1 枚記載するのか、それとも纏めて 1 枚で良いのか。	遠隔化や自動化を導入する共用研究設備・機器 1 台につき 1 枚作成ください。
58	(様式 2 別添 1)について、例えば、遠隔化するに当た	審査がわかりやすくなるように、工夫して記載いただければ

	り、システム 20 台の導入を想定する場合、どのように記載すれば良いか。	ば幸いです。
59	既存の機器からのデータを遠隔から解析するために、複数の既存の機器と中央サーバをインターネットで接続しデータのクラウド化を目的としたシステムを構築したいと考えている。この予算は、(様式 2)や(様式 2 別添 1)の記入の仕方に従うと、個々の既存の機器ごとにクラウド化の予算を算出して記入しなくてはならないことになると思う。業者からの見積もりはシステム全体の見積もりになる。このような場合はどのような記入の仕方が良いのか。	審査がわかりやすくなるように、工夫して記載いただければ幸いです。
60	電子顕微鏡の自動化の機器の申請にあたり、【エネルギー分散型 X 線分析装置】【電子線後方散乱回折分析装置】【ソフトウェア】を申請したいと考えている。(様式 2 別添 1)仕様欄に、個々の設備・機器、ソフトウェア等の価格を記載するようになっているが、一式の見積もり金額ではいけないか。	できる限り個々の設備・機器、ソフトウェア等それぞれの金額を記載してください。
61	(様式 2 別添 1)の仕様欄について、以下のような記載とすることによいか。 YYYY 装置 11,000 千円 ZZZZ 装置 21,400 千円 (値引き 6,000 千円) 合計 26,400 千円 税込み 29,040 千円	以下のように、税込みの金額にて記載ください。 YYYY ○○千円 ※税込みの金額を記載 ZZZZ ○○千円 ※税込みの金額を記載
62	(様式 2)及び(様式 2 別添 1)に記載する金額について、千円単位となっているが、百円単位以下は切り捨てか、繰上げか。または、四捨五入か。	四捨五入でお願いいたします。
63	(様式 2 別添 1)について、遠隔利用/自動化を選択する欄があるが、1つの装置について遠隔利用・自動化ともに実施したい場合は、内訳の金額が大きい方を選択する形で対応して良いか。	1つの共用研究設備に対して、遠隔利用と自動化を推進するために本事業で導入する設備・機器が同一の場合、金額が大きい方を選択してください。
64	(様式 2)及び(様式別添 1)について、行の追加や余白の変更などでもよいか。	様式の変更はご遠慮いただき、文章量を調整ください。
65	(様式 2)の【作成に当たっての注意事項】で「フォント及びフォントサイズは変更しないこと」と記載されている。印刷設定ですべての列を 1 ページに印刷するようになっており、文字がかなり小さくなるが、フォントサイズは 11 で間違いはないか。	間違いありません。
66	(様式 2)及び(様式 2 別添 1)において、「用途」の欄	「遠隔利用や自動化を推進するために本事業で導入す

	があるが、ここでは何を記載すべきか。	る設備・機器」を導入することで、「遠隔利用や自動化を図る既存の共用研究設備」を、 どのように遠隔利用可能／自動化するのか？ を記載ください。 【記載例】 YYYYY により、ネットワーク接続を可能にし、ZZZZZ を活用して遠隔地から制御を可能にすることで、遠隔利用可能となる。
67	(様式 2)及び(様式 2 別添 1)「先端研究設備整備計画」の設備・機器(一覧)」にある調達時期は、どの段階を記載すれば良いか。	業者との契約時期を記載してください。
68	(様式 2)及び(様式 2 別添 1)の「調達・導入・運用スケジュール」の書き方について、「○月調達」と調達時期を記載するのだが、交付申請と交付決定の時期を考慮すると、調達時期は令和 2 年 8 月以降の日付を記載することで良いか。	第二次補正予算成立の状況によりますが、7 月上旬以降の、業者との契約時期を記載してください。
69	(様式 2)及び(様式 2 別添 1)では【作成にあたっての注意事項】はご指定のページ数に含めないことになっているが、当該箇所のみが指定ページ外になった場合、PDF 変換したデータに残して提出するのか。 つまり、【作成にあたっての注意事項】だけ表示されているページを残すか、削除するか。	PDF ファイルにするに当たり、【作成にあたっての注意事項】欄のみが指定ページ外になった場合、削除してください。
70	申請書類の提出方法について、1 つの zip ファイルに格納し、とあるが、本学のシステム上 zip ファイルを送信することができないため、オンラインストレージを利用しても良いか。	オンラインストレージをご利用いただいて結構です。ただし、幣省のセキュリティ上の都合によりファイルを受け取れない可能性がございます。 zip ファイルをメールでお送りいただく際に、ファイルの拡張子を「zip」から「zi_」に変更してお送りいただければ、弊省にてファイルを保存する際に拡張子を「zip」に変更して対応いたします。
【審査について】		
71	審査の観点に記載のある before/after の before はどの段階を想定しているか。コロナ発生前か、現状のコロナ禍か。	各機関が Before/after の説明のしやすさにより、各機関でご判断いただいて結構です。
72	申請案件に関して、全てヒアリングを実施するのか。	公募要領 P3 のとおり、追加でヒアリングが必要と判断された提案についてのみ、ヒアリングを実施します。
73	ヒアリングが実施される場合、何人までの出席が可能か。	おおよそ 3 人程度を想定しています。

【その他】		
74	<p>公募要項に記載されている共用研究設備とは何か具体的な定義があるか。</p> <p>私どものセンターが保有していますバイオ3Dプリンタは近隣だけでなく全国の遠方の方々が細胞を郵送や持参され3Dプリントを本学でやり、その後それぞれの研究室に持ち帰られている。しかし、精密かつクリーンな環境で操作するため公には共用研究設備とはうたっていない。</p> <p>私どものケースの場合も今回の公募の対象となりうるか。</p>	<p>交付要綱(改正案)P1の(定義)に記載のとおり、「「共用」とは、研究設備を保有する研究機関等が大学の場合は、当該設備の運用主体の組織以外の他部局及び学外の研究者等が当該設備を利用すること、研究設備を保有する研究機関等が大学以外の機関の場合は、機関外の研究者等が当該設備を利用することをいう。」とされています。</p> <p>当該定義に基づき、該当する場合は、補助対象となります。</p>
75	<p>導入を希望する設備・機器について、調達期間や納期を確認したところ、年度内の整備が難しいが、このような設備は提案できないのか。</p>	<p>本補助事業は即効性を要件としていることから年度内に整備できないことが明らかなものについては対象としておりません。</p>
76	<p>サーバーについて、国立大学法人のため研究活動で得た種々データを一企業(Google等)のクラウドサービスに預けることは極力避けるべきという考え方と、よりセキュアなのは企業のサーバーのためそちらに預けた方がいいという考え方があるかと思う。文部科学省の考え方として推奨される方法があれば教えて欲しい。</p>	<p>文部科学省においては、大学等におけるインシデントの再発防止及びサイバーセキュリティ対策等の更なる強化を目的として、各法人において必要と考えられる取組を、「大学等におけるサイバーセキュリティ対策等の強化について」とおりとりまとめ、令和元年5月24日「大学等におけるサイバーセキュリティ対策等の強化について(通知)」にて通知しております。また、本通知において、とりまとめの趣旨に基づき、国立大学等においては、既存の「情報セキュリティ対策基本計画」について、「サイバーセキュリティ対策等基本計画」として改定をお願いしております。加えて、公私立の大学及び高等専門学校においても、サイバーセキュリティ対策等の強化に努めていただくようお願いしております。各法人において定められている計画等を参考にご判断いただくようお願いいたします。</p>
77	<p>(交付要綱)第6条第2項、「当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。」</p>	<p>当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請してください。</p> <p>ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。</p>

	と記載があるが、遠隔化・自動化のための機器を購入した場合の消費税について、交付申請の際、申請額から除かなければならない、という理解で良いか。	
78	導入を予定する設備・機器について、交付決定前に調達を進めても問題ないか。	交付決定前であっても、契約準備行為（官報掲載、入札公告）を、進めても問題ありませんが、予算には限りがあることから、審査の結果、不採択となるケースもあり得ることに御注意ください。
79	通常、機器整備にあたっては学内のデモやプレゼンを経て、機器の構成や選定を行うが、時節柄及びスケジュールがタイトであることから十分な検討ができないまま、申請書を提出する可能性がある。その場合、実際の実施段階までに改めて機器の構成や選定を精査することは可能か。	申請いただくことは可能ですが、公募要領 P2(3)補助要件を満たすことが条件であるとともに、公募要領 P4(2)審査の観点を踏まえて、申請いただくようお願いいたします。
80	申請後に遠隔化・自動化に係る機器構成の変更は認められるか。	文部科学省において、申請いただきました資料に基づき、審査を実施いたします。 公募要領 P6 において、「ii）提案書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とならないことがあります。また、採択後においても採択を取り消すことがあります。」「iii）公平な審査を行うため、一度提案書類を提出した後の修正(差し替え含む)は、一切認めません。」とされています。 申請後に遠隔化・自動化に係る機器構成の変更は想定しておりません。 以上の点をご留意いただき、申請いただきますようお願いいたします。
81	なぜ繰越明許費として登録しなかったのか。	繰越明許費は予算の性質又は予算成立後の事由に基づき年度内に支出を完了しない見込のある経費について登録するものですが、本予算は研究活動の早期再開・継続に資するために早期執行を要件としていることから年度内に支出は完了するものとして登録はしていません。
82	本事業は今年度限りの公募なのか。	令和2年度第二次補正予算として、緊急性を要する事業として実施するものですので、基本的に今回限りの公募となります。